



(号 外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（運輸五一）

○自動車道事業規則及び道路交通事業抵当法施行規則の一部を改正する省令（運輸・建設一一）

〔告 示〕

○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律の規定に基づき、個人情報ファイルを告示（総務庁一七二）

○千九百七十九年の海上における搜索及び救助に関する国際条約の付属書の改正に関する件（外務五〇八）

○道路に関する件

（建設二二四七、二二五三）

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（通商産業省）

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責関係

特殊法人等

税理士登録まつ消関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○運輸省令第五十一号

道路運送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十八号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び関係法律の規定を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月二十日

運輸大臣 二階 俊博

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、第一節 一般旅客自動車運送事業（第四条―第二十六条）を「第一節 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業（第四条―第二十六条）」と改める。

第二章 第一節の節名を次のように改める。

第一節 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

第四条 第一項中、「第五条の」を「第五条第一項の」に、「一般旅客自動車運送事業の」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業（以下、一般乗合旅客自動車運送事業等」という。）の」に、「一般旅客自動車運送事業免許申請書」を「一般乗合旅客自動車運送事業免許申請書又は一般乗用旅客自動車運送事業免許申請書」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第一項第十一号中、各号に「を、各号のいずれにも」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面

第四条 第三項中、「一般旅客自動車運送事業の」を「一般乗合旅客自動車運送事業等の」に、「免許を受けようとする一般旅客自動車運送事業」と同一種類の「一般旅客自動車運送事業」を「当該事業」に、「第四号」を「第五号」に、「第七号並びに第九号から第十一号まで」を「第八号並びに第十号から第十二号まで」に改め、同項第三号中、「第三号」を「第四号」に、「これと同一種類の一般旅客自動車運送事業」を「経営している当該事業」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中、「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に、「これと同一種類の一般旅客自動車運送事業」を「経営している当該事業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中、「第一号」を「第二号」に、「これと同一種類の一般旅客自動車運送事業」を「経営している当該事業」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第一号 当該申請に係る事業の開始によつて経営している当該事業の事業用自動車の運行管理の体制に著しい影響を及ぼすことがない場合

第四条 第四項中、「第二項第二号から第四号まで」を「第二項第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中、「限定する」の下に、「一般乗合旅客自動車運送事業等の」を加え、免許を受けようとする一般旅客自動車運送事業と同一種類の「一般旅客自動車運送事業」を「当該事業」に、「第四号まで及び第八号」を「第五号まで及び第九号」に改める。

第五条 第一項中、「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に改める。

第六条 第一項中、「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第四号」に改め、同項第九号中、「運行回数及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中、「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。